

## (5) 高等部卒業後の進路決定までの流れ

### この動画でお伝えしたいこと

- ・ 高等部3年時での動きを確認していただきたい。
- ・ 福祉サービスといえども、利用するサービスによって手続きは違う。
- ・ 詳細や個別のケースに関しては企業・事業所の指示に従ってください。

### 進路先決定までの流れ

！共通することは、実習で利用可否が決まるということ（訓練校除く）！

#### ①企業就労の場合

高2企業体験実習10月（3日）、2月（5日）

高3企業実習 6月（5日）、10月（10日）

- ・ 企業就労される場合、ハローワークの求職登録が必要
- (1) 本人・保護者と相談しながら実習先のマッチング
- (2) 高3企業実習を経て、本人の気持ちと企業側の評価の確認  
→本人が働きたい、企業も受け入れ可能であれば採用内定をいただきます。
- (3) ご家庭でハローワークに行ってください、求人票と紹介状をもらってください。
- (4) その後、面接や契約・雇用条件の確認などの手続き
- (5) 卒業前に、就業・生活支援センターに登録を行う。

#### ②公共職業能力開発施設等（訓練校）の場合

- ・ 訓練校を受験するには、ハローワークの求職登録と訓練校の事前見学が必要
- (1) 例年、10月上旬に受講案内が学校に届きます。HPにも掲載されます。
- (2) 必要書類の受け取りや申し込みはハローワーク布施（専門援助部門）。
- (3) 例年、1月～2月に選考試験があります。  
→合格されたら4月から訓練校での訓練開始、不合格なら福祉サービスの利用

#### ③福祉サービス利用に関わる基本的な流れ

- ・ 利用するサービスによって必要な手続きが変わる。
- (1) 高3夏の実習以降、利用したい事業所を決定
- (2) 事業所に「利用したい」旨お伝えください。
- (3) 利用可能なら、市役所に利用申請
- (4) 申請後2～3週間で受給者証が発行されます。
- (5) 卒業後利用される事業所と、契約内容の確認など、個別の手続きがあります。

③－１．就労継続支援Ａ型の場合

- ・実習後、事業所が受け入れ可能であった場合
- （１）ご家庭でハローワークに行っていただき、求人票と紹介状をもらってください。
- （２）その後、面接や契約・雇用条件の確認などの手続きに入っていきます。
- （３）市役所に利用申請を行い、２～３週間後に受給者証が発行されます。

③－２．就労継続支援Ｂ型の場合

- ・実習後、事業所が受け入れ可能であった場合
- （１）就労移行支援事業所で（原則５日間の）アセスメント実習を行います。  
→日程や事業所の調整については、学校から案内を出します。
- （２）アセスメント実習後、各事業所からアセスメントシートが学校に届けられます。  
→１２月末、進路担当がまとめて市役所に提出をしに行きます。
- （３）１月以降、ご家庭から市役所に利用申請をしていただいています。
- （４）卒業後利用される事業所と、契約内容の確認など、個別の手続きがあります。

③－３．生活介護の場合

- ・実習後、事業所が受け入れ可能であった場合
- （１）ご家庭から市役所に区分認定の申請をしていただきます。  
※申請書類として、『**医師の意見書**』があります。  
→科を問わず、障がいついての意見書を書いていただければいいです。  
→早めにかかりつけ医・主治医を見つけておくことをお勧めします。
- （２）申請後、区分認定に係る調査（聞き取りなど）があります。
- （３）区分３以上なら生活介護の利用が可能です。
- （４）ご家庭から市役所に生活介護の利用申請をしていただきます。